	配線方法（注８）			
	電気事業者への電気供給量の計測方法（注９）			
事業内容	系統接続に係る事項（注１０）	接続契約締結日	平成　　年　　月　　日	
		接続契約締結先		
	運転開始予定日（注１１）	平成　　年　　月　　日		□既設設備
	点検保守責任者	責任者名： （法人番号：　　）（法人の場合）		

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項
（注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１２）	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注１３）	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（２０ｋW未満の太陽光発電の場合を除く。）。（注１４）	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
この認定の取得から３年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達価格又は調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。（１０ｋW以上の太陽光発電（入札対象区分である場合を除く。）の場合のみ）	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。（地熱発電の場合のみ）	□

添付書類	書類名	備考
	①戸籍謄本（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注１５）	
	②印鑑証明書（注１５）	
	③不動産登記簿謄本（注１５）	
	④土地の取得を証する書類等（他人の所有地である場合のみ）	
	⑤建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）	
	⑥発電設備の内容を証する書類（注１６）	
	⑦構造図（注１３）（注１４）	
	⑧配線図（注１７）	
	⑨接続の同意を証する書類の写し	
	⑩運転開始年月日等の証明書類（注１８）	
	⑪工程表（注１９）	
	⑫収支計画（注２０）	
	⑬事業実施体制図（注２１）	
	⑭関係法令手続状況報告書（注２２）	
	⑮再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）（注２３）	
	⑯再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電のみ）（注２４）	
	⑰補助金確定通知書（注２５）	
	⑱その他１	
	⑲その他２	
	⑳その他３（注２６）	

第２表
申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）

燃料情報	燃料区分（注２７）	燃料名（注２８）	備考（注２９）

第３表

地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること	□

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、欄を追加すること。
（注５）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ａ：太陽光発電設備（１０ｋW以上）、Ｃ：風力発電設備（２０ｋW未満）、Ｄ：風力発電設備（２０ｋW以上）、Ｕ：洋上風力発電設備（２０ｋW以上）、Ｅ：水力発電設備（２０００ｋW未満）、Ｖ：特定水力発電設備（２００ｋW未満）、Ｉ：水力発電設備（２００ｋW以上１０００ｋW未満）、